

1. 情勢とみぬま福社会事業の関係

①我こと丸ごと共生社会ビジョン

世代、分野を超える福祉の統合を、自助、互助及び福祉の産業化を柱に推し進めようとする方向に対して

⇒それぞれの分野における福祉の質の向上を、各法の充実と必要な専門性の確保の中で実現させていく運動を進める。実践的な見方や発達保障の考えを広げる。

権利としての福祉の充実を求め実現する運動を、個別の実態に即して進め、また、幅広く連携して進める。

■発達保障連続講座を開催

■社会福祉事業のあり方検討会(全国)に参加

■2018年報酬改定で共生型サービスの報酬設定、介護保険への統合に道を開く方向に反対の立場で全国の運動に参加してきた。

■埼玉県等の地域福祉計画に、地域住民等（社会福祉法人含む）を担い手にした助け合いの事項が明記された。障害福祉計画の上位計画にさせない取り組みが必要になっている。

②社会福祉充実残額と充実計画承認の関係

今年度中に残額を計算し、充実計画を作成、公認会計士、税理士による確認、定時評議員会(6月)の承認を得て、行政への承認申請を行う。

⇒暮らしの場の新設計画を充実計画として行政承認させる取り組み

充実残額の算定と、暮らしの場以外の取り組みの必要性の確認

■「活用可能な財産」の額が、「年間事業活動支出」を下回っており、充実残額はないことになった。しかし、施設整備などの計画的整備を阻害する資金の積み立ての制限や使用の承認など問題も多く、改善させる取り組みが引き続き必要になる。

③地域社会に貢献する取り組みの責務化

⇒みぬま福祉講座などを通じた取り組みの拡充

児童発達支援の応益負担の免除などを柱にして検討、実施する。

■児童発達支援の応益負担を免除している。

■発達保障連続講座を「子育て世帯の支援」事業として実施予定。11/5、11/19、1/28。

④建物の広さや条件を要さない事業の増大、施設整備費補助の大幅な減額

⇒施設整備基準の適正化及び施設整備費補助の増額を求める。

⑤国は入所施設の削減方針を維持している。

暮らしの場の不足は深刻。さらに国は家族依存の回帰、温存を狙っている。

⇒国の削減方針があるため、各地で自治体計画が抑制されている状態がある

昨年、全国障害者の暮らしの場を考える会が発足。みぬまの家族が中心的な役割を担っている。

入所施設の必要を社会的な合意として公的整備を可能とする状況を作る。

⇒グループホームは相変わらず厳しい運営環境にある。新たなグループホームの整備を進めるためにも、既存のホームに安心して利用し続けられる環境、運営を目指すことが課題になる。

■全国障害者の暮らしの場を考える会、埼玉県障害者の暮らしの場を考える会に参加。

■7月13日、障害者支援施設整備の国庫補助協議書を川口市に提出した。2月20日川口市の審査会を通過、現在川口市が国との協議を進めている。7-8月に内示予定。補助金不可の場合、早急に対応策検討が必要になる。

⑥福祉を担う職員の不足は事業の実施や継続を脅かすほど深刻になっている。

⇒職員確保の具体的な取り組みを進める。

他の事業所分野とも共同して進める。

福祉職員の待遇改善を求める運動を福祉労働の質の向上の視点を持って進める。

■応募、施設見学会、試験の流れで採用を行っている。2017年度中途採用3名、2018年4月採用10名。現在、男性2名、女性1名の欠員がある。

⑦福祉医療機構の退職金共済への補助の廃止は、28年度新規採用者から適用され財政への影響は次第に大きくなることが予測されている。

⇒補助の復元を求める運動を進める。

退職金共済自体への加入は当面堅持する方針だが、現実的な影響は確実に増していくことになるため、対応策について組合との協議が必要になる。

■障全協の厚労省交渉などで要望項目としている。

⑧2018年報酬改定

⇒報酬の適正化と抜本的な引き上げを求める運動を進める。

■報酬改定。4月からの報酬が3月末になっても決まらない改定過程について改善を求める。

■30年3月までとされる経過措置のうち、食事提供体制加算について打ち切りの議論があったが、様々な運動により継続となった。

■短期入所の利用に日数制限が設定された。現在利用している人については、1年間の猶予となった。

■日中支援型短期入所、共生型サービスの報酬が設定された。

■就労継続B型事業などに成果主義（平均工賃）による報酬が設定された。それに伴い目標工賃達成加算が廃止された。事業の経営に大きな影響が出ている。

■短時間利用減算の設定で生活介護事業に大きな減算の影響があった。

全体として、共生型や成果主義への志向が強くなっている。また、改定チームが思いついた論点に加算減算で対応している印象が強く、仕組みは複雑になる一方である。健康で文化的な生活保障の水準を示し、その担い手の人件費の水準を明確にして積算する方法での抜本的見直しを求めている。

⑨子どもの療育に応益負担が残されている。

⇒子どもの療育の応益負担を廃止するための運動を進める。

児童発達支援事業の自己負担の免除を継続する。

■自己負担を免除している。

⑩重症心身障害の人が安心して通所できる制度がなくなっている。

⇒看護師・PTなどの専門職が常駐できる通所施設の制度の創設を求める。

⑪卒後の進路は依然として厳しい。営利の参入など子の願う進路にならない傾向が強まっている。

⇒ねがいに基づく進路が保障されるような取り組みを進める。みぬまへの希望については最大限実現されるよう施設の新設を含めた準備を行う。

■2018年度方針で、大宮太陽の家の改善と合わせて、さいたま市の拠点となりえる施設の整備方針をまとめ準備を進めることになった。

## 2. 施設の運営

- ・ 川口太陽の家(生活介護) 国の美術振興事業実施(2016年度から)
- ・ アトリエ「輪」(生活介護・定員20名・2015.4開所)
- ・ 太陽の里(生活介護・施設入所支援)
- ・ オレンジホーム(グループホーム)2010年3月1日
- ・ サンライズ(グループホーム)2009年3月27日 第2と含めて一体化)
- ・ 大地(生活介護38名・施設入所支援・短期入所)
- ・ 白岡太陽の家ーにじ (生活介護・新築移転) 2012年4月1日 位置づけの変更(別議案)
- ・ 大宮太陽の家(生活介護)2012年4月1日 ※浦和太陽の家物件を従たる事業所として利用。
- ・ 白岡市障害者デイサービスセンター(2008年から5年委託)
- ・ 蓮田はすの実作業所(生活介護=蓮田市から土地建物無償貸与) 2012年4月1日
- ・ 生活支援センター
  - ・ 大宮区障害者生活支援センター(2006年10月1日)
  - ・ 埼玉北障害者生活支援センターたいよう(2006年10月1日)
  - ・ 埼玉北障害者生活支援センターきらら(2012年4月1日)
  - ・ 川口市障害者相談支援センターみぬま(2006年10月1日)
  - ・ 北区障害者生活支援センター(2008年4月1日)
- ・ 虐待防止の機能(2012年4月1日)

- ・サポートセンターたいよう

居宅支援事業（2006年12月1日認可）

行動援護 居宅介護事業 重度包括支援（川口太陽の家内 東部出張所大地内）

- ・生活サポートセンターたいよう 生活サポート事業

- ・久喜市地域活動支援センター（2013年4月1日から委託）

- ・児童発達支援事業「シャイン」（定員10名・2015年4月開所）

- ・しらゆりの家（単独型短期入所事業・定員10名 2016年4月川口市から委託）

■埼葛北地域からの委託を受けた基幹相談支援センター開設の準備を進め、2018年4月に開設した。じりつと共同運営になった。

### 3. 事業の実施と検討

#### (1)暮らしの場の確保

- ①入所施設創設の準備(用地確保) 川口太陽と連携可能な用地900坪譲渡確約

定員40名 短期入所4名

2017年度国庫協議提出 2018年内示 2019年4月開所予定

- ②グループホーム勤務実態等実態改善と新設の検討(白岡・蓮田・川口・大宮)

- ③サンライズの生活環境改善に向けた準備

- ④大地の仲間の機能低下、病気による重介護化への対策

■7月13日、障害者支援施設整備の国庫補助協議書を川口市に提出した。2月20日川口市の審査会を通過、現在川口市が国との協議を進めている。7-8月に内示予定。補助金不可の場合、早急に対応策検討が必要になる。

■サンライズの生活改善に向けて蓮田、白岡地域での検討を進めている。

現在、白岡市に物件を建設し賃貸する方式で契約調整中。

#### (2)通所施設の改善

- ①大宮太陽の家の改善

- ②白岡・蓮田地域における通所の場の検討

- ③児童発達支援事業(シャイン)の展開の検討 発達支援センター事業への移行

■それぞれに検討している。

■大宮太陽の家運営委員会を開催している。

■蓮田白岡地域施設長・事業運営担当者連絡協議会を6月に設置した。

- (3)集における障害者の芸術活動支援モデル事業の展開

- (4)久喜市が広域から抜ける状況での、久喜市からの委託事業の継続について検討する。

■2018年4月地域活動支援センターは継続、生活支援センターきららは閉所し、生活支援センターたいように機能を移転した。

- (5)卒後の進路を考える会を実施する。必要な通所施設の整備を進める。

■後半期に向けて「卒後の進路を考える会」の立ち上げを計画している。

2018年度の立ち上げとなった。

- (6)地域貢献活動の検討と実施

■児童発達支援の応益負担を免除している。

■発達保障連続講座を「子育て世帯の支援」事業として実施予定。

- (7)社会福祉充実残額の確定と社会福祉充実計画の作成、実施(6月評議員会後、行政承認)

■「活用可能な財産」の額が、「年間事業活動支出」を下回っており、充実残額はないことになった。

### 4. その他課題への対応

#### (1)法人運営体制

- ①評議員、理事、監事、評議員選任解任委員会の組織

評議員 4月1日就任

理事、監事 6月 日就任(6月評議員会で選任)

- ②法人及び後援会業務の改善

総務の役割と体制の強化 総務担当者の専任化 法人・後援会事務局の強化

## (2)人事

### ①各施設長、管理職人事

入所施設開設にむけた準備の本格化と開設による職員異動等実施への対応、また、総合施設長及び事務長の退職時期が迫っていることなどを考慮して、①各施設事業の運営管理体制の整備

②法人後援会業務の整理と実施体制の拡充を図る。

■大宮太陽の家の施設長を専任にした。4/1

■川口太陽の家の副施設長を施設長にした。4/1

■太陽の里(4/1)、大地(10/1)に副施設長を配置した。

■白岡デイサービスに専任の施設長を配置した。(10/1)

②総務の体制を強化する。

■居宅支援業務を総務の管轄にした。

③女性が働き続けられる職場環境づくりをすすめる。

入所施設の女性夜勤8名体制を堅持する他、出産や急な退職に対応できるよう、先行雇用枠2名を太陽の里と大地に配属する。

しらゆりについては、現状女性正職5名の体制を6名とする。

■実施した。2018年度についても継続した。

④対外用務(全国)

障全協副会長 新井たかね 社会福祉事業のあり方検討会 澤田透

## (3)人材の育成

研修の体系化の検討、実施

■研修委員会、研究部、虐待防止・権利擁護委員会などが計画して実施している。

管理職研修の実施。施設間交流の実施など課題になっている。

## (4)第3期将来構想

進行管理と実施課題の整理

## 5. 労務

・初任給 大学卒の初任給について改める。(給与規定改定)

・昇給58歳までを60歳までに改める。(給与規定改定)

・再雇用の給与を現給与の60%から75%に改める。(給与規定改定)

・オンコールを実施する。(対象 看護師 1回300円) (給与規定改定)

・断続勤務手当を実施する。(休憩を除き2時間以上の間隔の断続勤務1回につき1000円) (給与規定改定)

・処遇改善加算の新要綱に対応した処遇改善を実施する。改善は処遇職員以外も対象とする。

■実施した。

■処遇改善手当③を実施することにした。3月、週の労働時間に1500円を乗じた額を一時金として支給することにした。

■2018年4月より以下を実施した。

①給与規程の最終等級を超える職員の昇給規程を設けた。「6-45の次年2000円昇給する。」

②給与表 各学歴卒の初任給と次期昇給の間に昇給を設けた。

・高卒、大卒初任給から次期昇給24か月後を12か月後に3000円

・短大卒18か月後を6か月後に3000円

・給与表1-33②を3000円昇給する。

③嘱託職員の雇用条件を定めた。

65歳再雇用打ち切り後法人が特に必要と認めたもの。1年更新70歳上限。

月額10万円 20時間/週程度

■以下を検討課題とした。

①65歳以上の雇用条件を定める。

②賞金の支給規定を定める。

③福祉医療機構の退職金共済補助打ち切りへの対応について検討する。

## 6. 研修を体系的に行う

実践研究部と法人研修委員会及び任用の検討部署が協議し新たな実施体制を作る。

①基本的事項の継承とともに、実践・事業・運動の発展を推進する職員の組織的力量的向上をめざして研修を組織する。

各施設間の職員の相互信頼を実態や実践の共有の中で発展させる方向で具体化する。

- ・ 新任研修を行う。(6月予定)
- ・ 管理職研修を実施する。(担当=常任理事会)
- ・ 実践報告会を開催する。(2月予定)

■ 新任研修を実施した。6月23日・24日。

■ 「みぬまの力」学習会を開催した。対象を5年以上の経験職員とした。10月14日

■ 2月18日実践検討会を実施した。施設間合同のグループによるレポートづくりを行った。

■ 発達保障連続講座(3回)を実施した。

■ 課題・中堅層の育成。法人の定める研修の枠組みを8年を節にして体系化する。

②法人合同研修を継続する。

■ 実施している。

③海外研修を実施する。

全障研の海外研修に2名派遣する。

■ 実施した。9月、中村智恵(大地) 渡邊幸(しらゆりの家)

## 8. 法人の運営

①労働組合との協議を定期的に行う。

②後援会との協議を定期的に行なう。

③法人運営の基本的な執行及び検討を常任理事会で行う。

④法人に以下の会議を置く。(基幹会議)

—略—

■ 労働組合と定期協議を行ってきた。3月23日団体交渉を行った。

■ 3月6日、新年度方針について後援会と協議した。

## 10. 次の行事・事業を行う

・ 成人式還暦の祝い。1月

・ 職員の勤続表彰。6月

■ 勤続表彰を実施した。6月7日

■ 成人還暦式を実施した。2月15日